

中学生が日頃抱いている思いや考えを届けます！ 少年の主張大会が開催！

閩社会教育係Tel 74-8379

ぜひ会場で子どもたちの思いに
耳を傾けてみてください！

「少年の主張大会」は、中学生が広い視野と柔軟な発想を持ち、自らの考えを論理的に伝える力を身に付けることを目的として行われています。

〈主な主張テーマ〉

- ・社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など
- ・家庭、学校生活、社会（地域活動）や友だちとの関わりなど
- ・テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会のさまざまな出来事に対する意見や感想、提言など



昨年の様子

砂川中学校から選ばれた代表者が
自分の思いを熱く主張します

- と き 6月1日(土) 10:30～12:30
- ところ 地域交流センターゆう 大ホール
自由観覧(事前申し込み不要)

入院時の食事代の自己負担額が見直しされます (国民健康保険・後期高齢者医療制度)



▲市HP

閩保険係Tel 74-4745

食材費などの高騰により、入院したときの食事（生活）療養標準負担額（食事代の自己負担額）が6月から見直しされます。

◆療養病床以外に入院したとき

区分	負担額（1食につき）	
	5月まで	6月1日から
住民税課税世帯	460円	490円
指定難病・小児慢性特定疾病の 医療受給者証をお持ちの方	260円	280円
住民税非課税世帯 (区分オ・区分II)	210円	230円
90日を超える入院	160円	180円
住民税非課税世帯（区分I）	100円	110円

◆療養病床に入院したとき（別途居住費：1日につき370円）

区分	負担額（1食につき）		
	5月まで	6月1日から	
住民税課税世帯 ※一部医療機関では 420円→450円	460円※	490円※	
住民税非課税世帯	区分オ ・ 区分II	210円	230円
	区分I	130円	140円

▲入院医療の必要性が高い状態である場合などについては「療養病床以外に入院したとき」の食事療養費標準負担額が適用になります。

区分オ・区分II…国保被保険者の方は世帯主および同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合
後期高齢者医療保険被保険者の方は同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の場合
区分I …上記の要件に該当する方のうち、70歳以上もしくは後期高齢者医療制度に加入している方で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は80万円、給与所得は10万円）を差し引いたときに0円になる方。

